

岩手県告示第415号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項及び関係地区を次のとおり定める。

平成25年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成25年9月1日
- 2 申請期間 平成25年5月28日から同年7月10日まで
- 3 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

公示番号 内共第1号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町（有家川）

(3) 漁場の区域 基点第1号と基点第1号の2を結ぶ線から上流の有家川本流及びその支流の区域（九戸郡洋野町大野と中野境から上流の区域を除く。）

基点第1号 九戸郡洋野町有家第8地割72番地有家漁港コンクリート導流堤の標識

基点第1号の2 九戸郡洋野町中野第2地割59番地箱石の標識

2 関係地区 九戸郡洋野町有家

公示番号 内共第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	ふな漁業	〃
	わかさぎ漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市（久慈川）

(3) 漁場の区域 基点第2号とア点を結ぶ線から上流の久慈川本流及びその支流の区域（沢川、小屋畑川、大沢田川及び九戸郡洋野町の区域を除く。）

基点第2号 久慈市長内町諏訪下防潮堤北端の標識

ア点 久慈川河口左岸導流堤下流端基部

2 関係地区 久慈市（侍浜町を除く。）

公示番号 内共第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	かじか漁業	〃
	もくずがに漁業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村及び下閉伊郡岩泉町（安家川）

(3) 漁場の区域 九戸郡野田村大字玉川下安家大橋橋脚下流端の線から上流の安家川本流及びその支流の区域

2 関係地区 九戸郡野田村大字玉川第2地割及び下閉伊郡岩泉町安家

公示番号 内共第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うぐい漁業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村（普代川）

(3) 漁場の区域 基点第4号と基点第4号の2を結ぶ線から上流の普代川本流及びその支流の区域（下閉伊郡田野畑村の区域を除く。）

基点第4号 下閉伊郡普代村第7地割字明神29番地魚見崎突端の標識

基点第4号の2 下閉伊郡普代村第14地割字宇留部58番地の4カマエノ沢の標識

2 関係地区 下閉伊郡普代村

公示番号 内共第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで

	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いwana漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	ふな漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町(小本川)

(3) 漁場の区域 基点第6号と基点第6号の2を結ぶ線から上流の小本川本流及びその支流の区域(下閉伊郡田野畑村の区域を除く。)

基点第6号 下閉伊郡岩泉町小本漁港導流堤上の標識

基点第6号の2 下閉伊郡岩泉町小本字須賀57番地7防潮堤上の標識

2 関係地区 下閉伊郡岩泉町(安家並びに下有芸字長下及び字平畑を除く。)

公示番号 内共第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いwana漁業	〃
	うぐい漁業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市及び下閉伊郡岩泉町(撰待川)

(3) 漁場の区域 宮古市田老字下撰待防潮堤水門下流端の線から上流の撰待川本流及びその支流の区域(下閉伊郡岩泉町長下砂防えん堤から上流の区域及びリマガ沢を除く。)

2 関係地区 宮古市田老並びに下閉伊郡岩泉町下有芸字長下及び字平畑

公示番号 内共第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いwana漁業	〃
	うぐい漁業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市(田代川)

(3) 漁場の区域 宮古市田老字川向釜屋橋下流端の線から上流の田代川本流及びその支流の区域(宮古市田代芋野砂防えん堤

及び亀ヶ沢砂防えん堤から上流の区域を除く。)

2 関係地区 宮古市田老及び田代

公示番号 内共第8号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市(閉伊川)

(3) 漁場の区域 宮古市宮古橋上流端の線から上流の閉伊川本流及びその支流の区域

2 関係地区 宮古市宮古、千徳、根市、花原市、山口、近内、小山田、花輪、田鎖、松山、長沢、老木、茂市、麩目、腹帯、刈屋、和井内、古田、川井、片巢、箱石、鈴久名、夏屋、川内、平津戸、門馬、江繫、小国及び区界

公示番号 内共第9号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宮古市(津軽石川)

(3) 漁場の区域 基点第10号と基点第10号の2を結ぶ線から上流の津軽石川本流及びその支流の区域(下閉伊郡山田町の区域を除く。)

基点第10号 宮古市津軽石第1地割1番地の河川堤防上の標識

基点第10号の2 宮古市赤前第8地割10番地の河川堤防上の標識

2 関係地区 宮古市津軽石及び赤前

公示番号 内共第10号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃

	うぐい漁業	〃
--	-------	---

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町（大槌川）

(3) 漁場の区域 ア点とイ点を結ぶ線から上流の大槌川本流及びその支流の区域

ア点 上閉伊郡大槌町大槌第21地割大槌川左岸標柱（北緯39度21.408分 東経141度54.676分）

イ点 上閉伊郡大槌町大槌第21地割大槌川右岸標柱（北緯39度21.395分 東経141度54.595分）

2 関係地区 上閉伊郡大槌町

公示番号 内共第11号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うぐい漁業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町（小鎚川）

(3) 漁場の区域 ア点とイ点を結ぶ線から上流の小鎚川本流及びその支流の区域

ア点 上閉伊郡大槌町大槌第20地割小鎚川左岸標柱

イ点 上閉伊郡大槌町小鎚第28地割小鎚川右岸標柱

2 関係地区 上閉伊郡大槌町

公示番号 内共第12号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うぐい漁業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市（鵜住居川）

(3) 漁場の区域 ア点とイ点を結ぶ線から上流の鵜住居川本流及びその支流の区域

ア点 釜石市片岸町第6地割鵜住居川左岸標柱

イ点 釜石市鵜住居町第18地割鵜住居川右岸標柱

2 関係地区 釜石市鵜住居町、片岸町、栗林町及び橋野町

公示番号 内共第13号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うぐい漁業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市(吉浜川)

(3) 漁場の区域 大船渡市三陸町吉浜川口橋下流端の線から上流の吉浜川本流及びその支流の区域

2 関係地区 大船渡市三陸町吉浜

公示番号 内共第14号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市(盛川)

(3) 漁場の区域 大船渡市大船渡町川口橋下流端の線から上流の盛川本流及びその支流の区域

2 関係地区 大船渡市(末崎町及び三陸町を除く。)

公示番号 内共第15号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	ふな漁業	〃
	かじか漁業	〃
	もくずがに漁業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市及び気仙郡住田町(気仙川)

(3) 漁場の区域 ア点と基点第20号の2を結ぶ線から上流の気仙川本流及びその支流の区域（一関市の区域を除く。）

ア点 陸前高田市気仙町字砂盛川原川水門右岸基部（北緯39度0.102分 東経141度37.467分）

基点第20号の2 陸前高田市気仙町字川口1番地1の標識（北緯39度0.005分 東経141度37.385分）

2 関係地区 陸前高田市（米崎町、小友町及び広田町を除く。）及び気仙郡住田町

公示番号 内共第16号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	ふな漁業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡軽米町及び九戸村（新井田川）

(3) 漁場の区域 岩手県と青森県の境界から上流の新井田川本流及びその支流の区域（久慈市及び岩手郡葛巻町の区域を除く。）

2 関係地区 九戸郡軽米町及び九戸村

公示番号 内共第17号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	わかさぎ漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 二戸市、八幡平市、二戸郡一戸町及び岩手郡葛巻町（馬淵川）

(3) 漁場の区域 岩手県と青森県の境界から上流の馬淵川本流及びその支流の区域（八幡平市西根寺田及び荒木田の区域を除く。）

2 関係地区 八幡平市細野、星沢、黒沢、赤坂田、安代寄木、扇畑、新田、松木田、保戸坂、小屋畑、高畑、寺志田、新屋新町、清水、吠田、曲田、打田内、小柳田、上の山、五日市、白岩、下町、谷地田、目名市、田の沢、滝沢、戸沢、川原、赤子平、松原、日影、湯の沢、繫沢、安代寺田、晴山、岩屋、石神、山口、前田、古屋敷、上藤、久保田、関沢口、中佐井、中田、山岸

、岩木向、下の田、上岩木、下岩木、土沢及び安比高原並びに二戸市、二戸郡一戸町並びに岩手郡葛巻町

公示番号 内共第18号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな漁業	〃
	うぐい漁業	〃

(2) 漁場の位置 八幡平市(米代川)

(3) 漁場の区域 岩手県と秋田県の境界から上流の米代川本流及びその支流の区域(瀬ノ沢川本流は秋田県境から下流の区域、瀬ノ沢川支流は大多利沢川、切通川、南又沢との合流点から下流の大平川、泥沢との合流点から下流の茂谷地川本流に限る。)

2 関係地区 八幡平市越戸、田沢、苗代沢、谷地中、大面平、姥子石、鶴谷地、丑山口、丑山、殿坂下、田中下夕、柿本、沖田表、矢神、亦戸川原、杉沢、大沢、石森、左妻、小峠、栗木田、平又、長者前、根石、不動川原、長志田、大沢田、小森、馬場下夕、花館、馬揚沢、地藏田、田山、沢口、足深、家ノ裏、藍野々道ノ上、藍野々道ノ下、下モ川原、愛の山、欠田、石名坂下夕、石名坂、折壁、和屋敷道ノ上、和屋敷道ノ下、日泥道ノ上、日泥道ノ下、切通、下夕川原、勝善川原、雀長根、比路平、小原道ノ上、小原道ノ下、瀬ノ沢、大多利沢口、ニタ子、蛇石、相沢、戸鎖、佐比内、長坂、白沢口、中ノ平、赤平、兄畑中川原、沖ノ平、大又沢口、小岩井、中島、館市、兄川、作平及び袋部

公示番号 内共第19号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	ふな漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 盛岡市及び岩手郡岩手町(北上川上流部)

(3) 漁場の区域 北上川と松川との合流点から上流の北上川本流及びその支流の区域(盛岡市玉山区藪川田屋えん堤下流端から100メートル下流のア点とイ点を結ぶ線から上流の丹藤川本流及びその支流を除く。)

ア点 盛岡市玉山区藪川第3地割字川場9番地の12(企業局用地と民有地との境界)

イ点 盛岡市玉山区藪川第3地割字日向6番地の1

2 関係地区 盛岡市玉山区(藪川を除く。)及び岩手郡岩手町

公示番号 内共第20号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	ひめます漁業	〃
	いwana漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	ふな漁業	〃
	わかさぎ漁業	〃

(2) 漁場の位置 盛岡市(岩洞湖)

(3) 漁場の区域 岩洞湖の区域(盛岡市玉山区藪川長沢橋下流端から下流の長沢川、一般国道455号との合点から下流の小石川、外岩洞橋下流端から下流の外岩洞川及び柴沢橋下流端から下流の柴沢川を含む。)

2 関係地区 盛岡市玉山区藪川

公示番号 内共第21号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いwana漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 八幡平市(松川)

(3) 漁場の区域 基点第26号と基点第26号の2を結ぶ線から上流の松川本流及びその支流の区域(赤川本流及び八幡平市古屋敷の区域を除く。)

基点第26号 盛岡市玉山区松内字館13番地5の標識

基点第26号の2 八幡平市大更第7地割199番地1の標識

2 関係地区 八幡平市大更、田頭、平笠、平館、堀切、西根寺田、帷子、上関、荒木田、松尾、野駄、松尾寄木、柏台、緑ヶ丘及び安比高原

公示番号 内共第22号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃

	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	ふな漁業	〃
	わかさぎ漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 盛岡市、岩手郡滝沢村及び雫石町（雫石川）

(3) 漁場の区域 盛岡市JR東北本線雫石川鉄橋上流端の線から上流の雫石川本流及びその支流の区域（柳沢林道交差点から上流の諸葛川本流及びその支流並びに葛根田第二発電所えん堤から上流の葛根田川本流及びその支流の区域を除く。）

2 関係地区 盛岡市仙北一丁目、西仙北一丁目、本宮、下太田、中太田、上太田、繫、盛岡駅前通、盛岡駅西通、城西町、北夕顔瀬町、前九年一丁目、中屋敷町、稲荷町、大館町、長橋町、西青山、平賀新田、上厨川及びみたけ並びに岩手郡滝沢村及び雫石町

公示番号 内共第23号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 盛岡市及び紫波郡紫波町（築川）

(3) 漁場の区域 盛岡市神子田町築川橋下流端の線から上流の築川本流及びその支流の区域

2 関係地区 盛岡市茶畑、神子田町、東中野、中野、東山、東安庭、門、南大通、本町通、山岸、加賀野、川目町、川目、築川、砂子沢、根田茂、乙部、三本柳、津志田及び手代森並びに紫波郡矢巾町及び紫波町

公示番号 内共第24号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃

	こい漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 花巻市(稗貫川)

(3) 漁場の区域 北上川と稗貫川との合流点から上流の稗貫川本流及びその支流の区域

2 関係地区 花巻市石鳥谷町及び大迫町

公示番号 内共第25号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	ふな漁業	〃
	わかさぎ漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 花巻市、北上市、遠野市及び奥州市(猿ヶ石川)

(3) 漁場の区域 基点第30号と基点第30号の2を結ぶ線から上流の猿ヶ石川本流及びその支流の区域

基点第30号 花巻市高木第13地割78番地の標識(国土交通省河川区域標柱)

基点第30号の2 花巻市矢沢第2地割354番地の標識

2 関係地区 花巻市矢沢、高木、高松及び東和町、北上市臥牛並びに遠野市

公示番号 内共第26号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	ふな漁業	〃

(2) 漁場の位置 花巻市(豊沢川)

(3) 漁場の区域 基点第31号と基点第31号の2を結ぶ線から上流の豊沢川本流及びその支流の区域

基点第31号 花巻市桜町三丁目豊沢川護岸上の標識

基点第31号の2 花巻市高田409番地先国土交通省四等三角点の標識

2 関係地区 花巻市（矢沢、高木、高松、石鳥谷町、大迫町及び東和町を除く。）

公示番号 内共第27号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 和賀郡西和賀町（和賀川上流部）

(3) 漁場の区域 和賀郡西和賀町一般国道107号川尻橋上流端の線から上流の和賀川本流及びその支流の区域

2 関係地区 和賀郡西和賀町

公示番号 内共第28号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 北上市、花巻市及び和賀郡西和賀町（和賀川下流部）

(3) 漁場の区域 基点第33号と基点第33号の2を結ぶ線から湯田ダムえん堤までの和賀川本流及びその支流の区域（入畑ダムえん堤下流端から上流の夏油川を除く。）

基点第33号 北上市里分北上川堤防と和賀川堤防の合点の標識

基点第33号の2 北上市下鬼柳和賀川堤防の標識

2 関係地区 北上市（臥牛を除く。）及び花巻市尻平川

公示番号 内共第29号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで

	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	かじか漁業	〃

(2) 漁場の位置 奥州市及び胆沢郡金ヶ崎町（胆沢川）

(3) 漁場の区域 北上川と胆沢川との合流点から上流の胆沢川本流及びその支流の区域（奥州市胆沢区胆沢ダムえん堤下流端の線から上流の区域を除く。）

2 関係地区 奥州市水沢区及び胆沢区並びに胆沢郡金ヶ崎町

公示番号 内共第30号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃

(2) 漁場の位置 奥州市及び北上市（広瀬川）

(3) 漁場の区域 北上川と広瀬川との合流点から上流の広瀬川本流及びその支流の区域

2 関係地区 奥州市江刺区

公示番号 内共第31号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃

(2) 漁場の位置 奥州市（人首川）

(3) 漁場の区域 北上川と人首川との合流点から上流の人首川本流及びその支流の区域

2 関係地区 奥州市江刺区

公示番号 内共第32号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃

(2) 漁場の位置 奥州市及び西磐井郡平泉町（衣川）

(3) 漁場の区域 奥州市衣川区一般国道4号衣川橋上流端の線から上流の衣川本流及びその支流の区域（戸河内川を除く。）

2 関係地区 奥州市衣川区

公示番号 内共第33号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな漁業	〃
	うぐい漁業	〃

(2) 漁場の位置 一関市（磐井川）

(3) 漁場の区域 一関市巖美町長者滝橋上流端の線から一ツ石沢との合流点までの磐井川本流及び一ツ石沢を含むその支流の区域（小猪岡川上流の鞍掛沼を除く。）

2 関係地区 一関市巖美町

公示番号 内共第34号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	〃
	いわな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	こい漁業	〃
	かじか漁業	〃
	もくずがに漁業	〃

(2) 漁場の位置 一関市（砂鉄川）

(3) 漁場の区域 一関市川崎町薄衣砂鉄橋上流端の線から上流の砂鉄川本流及びその支流の区域（山口川砂防えん堤から上流の区域を除く。）

2 関係地区 一関市川崎町、東山町及び大東町